

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画における取組み

方向性3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

●成果、○課題

指 標	目指す方向	平成30年度の値	第3期計画での取組の成果と課題	今後の取組み
身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	増加	48.2%	●相談を受け付け解決イメージを共有し、相談内容によりセンター内外のより専門的な機関につなげていく、体制として家庭児童相談員、心理士、保育士などの専門の相談員を配置した。 ●発達に課題を抱える子どもやその保護者が必要な支援につないでいくため、庁内関係部署や、医師会、社会福祉事業団等の関係機関と調整し、5歳児を対象としたプレ事業「子ども支援教室等」を実施するなどして、各種事業の検討を行った。また医師や作業療法士等の専門職種の人材確保など、体制整備に取り組んだ。 ○窓口で待つだけでなく、地域の集い場などからも相談が寄せられるような、顔の見える関係が未構築である。 ○グレーゾーンの子どもへの保護者の理解を進め、相談や支援につないでいく必要がある。そのためにも、医療機関や保育園、幼稚園、学校などの支援機関、また庁内関係部署との一層の連携強化が必要である。	■多様なケースシミュレーションを重ね、マニュアル化を進める。また、行政機関や子育て支援拠点へ自ら接点を持ちにくい家庭等に対するアウトリーチ型支援を行う機能を強化する。 ■発達相談支援事業や支援者サポート事業の実施をするとともに、これらを通じて支援機関との連携強化を図る。また、グレーゾーンの子どもへの保護者の理解を進めるため、関係機関と連携して、ねばり強く取り組んでいく。
要保護児童に関する個別ケース検討件数	増加	416件	●要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）を開催し、緊密な連携・協力を行い、適切な支援に努めた。 ●新規ケース等の管理を行う実務者会議を南北各2カ月に1回、継続計上等の見直し会議を各年1回実施する仕組みを確立した。 ●重症度が中度以上のケースについては、モニタリング管理対象と位置づけ、目標を定めて進捗状況等の定期的な見直しを行うことで、関係機関の見守り意識を高め、重篤な事案に陥ることを防ぐことができた。 ○依然として要対協管理対象ケース数は多く、メリハリをつけたケース管理を行い、適切な支援を届ける必要がある。 ○児童専門CWとしての資格要件や経験のある職員の確保が困難な状況であり、また職員の経験不足が顕著な状態である。	■新規ケースを見極める受理会議を定期的に実施する中で、見立ての共通理解を得られるアセスメントシートを作成し、記載内容と活用方法について、検証を加えていく。実務者会の運営を工夫し、中度以上のモニタリング管理の継続と児童毎に重症度別に検討をおこなう等して、メリハリをつけたケース管理に努める。 ■要対協実務者会の運営方法について、関係機関で協議をおこなう回数を増やし、より効果的な連携と運営を目指す。 ■人材の確保と育成については、引き続き、職員募集と研修を実施し、組織体制強化を目指す。
子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数	増加	31校	●こども青少年部に6名のスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置、活動校数は前年より一校減少したものの、派遣校においては、活用効果をすぐに実感してもらえ、他の児童に関する追加要請が上がった学校もある。（支援対象児童122名のうち好転に向かった児童47名） ○ワーカーの活動方法、制度理解の浸透については、校内での組織的な対応ができるように継続した取組みが重要である。スクールソーシャルワークの知識や活用経験が十分でないため、効果的な実施には学校に窓口担当教員の選任が必要である。	■学校の管理職にワーカーの活動方法、制度理解の浸透についての研修と併せて、窓口となった教員の体験を他の教員と共有し、気づきを促すような研修を行う。 ■スクールソーシャルワークについては、教育委員会へ移管した効果等を検証する中で、引き続き、効果的な体制や手法等について検討を進めていく。
少年補導委員による補導活動の延べ人数	増加	16,305人	●青少年の遊びの形態がスマホなどネット中心になってきていることから、健全育成会議等で学校や保護者と情報交換を行ったり、保護者や生徒向けにネットの危険性を知らせるチラシを配布し啓発に努めた。 ○青少年の遊びの形態がインターネットなどにかわり、補導件数は減少傾向であるが、ネット依存や自撮り被害など、ネットを使用した問題が増加している。そのような対応として、学校や教育委員会との連携が必要である。	■小中学校と情報交換を行うなど学校との連携をより図るため、愛護担当を教育委員会に移管し、地域の青少年の実態に合わせたきめ細かい補導活動の推進に向けた取組を進める。
生活保護受給世帯の子どもの高等学校進学率	増加	93.7%	●生活保護世帯の中学3年生144人の進路調査を行い、ケースワーカーの働き掛けにより31人を教室への参加につなげた。 ●学習支援事業を利用した子どもに対して、卒業後も学級通信の送付やイベント企画の協力など教室への参加を働き掛け、支援員との面談や小・中学生と接することで、就学への意欲喚起を行うなど高等学校進学後の中退防止の取組を行った。（平成27年度卒業生＝34人中2人中退 平成28年度卒業生＝35人中4人中退 平成29年度卒業生＝32人中1人中退） ●子どもの居場所の提供や学習支援などを行う市内で活動するNPO等15団体に対し、事業内容や課題、団体同士の連携・情報共有について、意見交換を行った。 ○低年齢期から学習を習慣付けることが重要であるが、現在は高等学校等への進学を目指す中学3年生の参加を優先しており小学生の待機者を多く抱える状況にある。そのため、引き続き最適な実施場所を含めた事業規模の検討が必要である。また、学力等の向上が図れたのかを評価する手法の検討を進める必要がある。	■引き続き、参加が必要な世帯への働き掛けを行い、高等学校の中退防止については、積極的に卒業生の受け入れを進めていく。また、将来的な需要の高まりなどに備え、最適な実施場所や事業規模を含めた潜在的なニーズ及び将来的な需要把握のために参加意向調査を継続する。さらに参加する子どもたちの学力や生活態度などの変容を把握・評価する手法を委託業者等と連携し検討するほか、NPO等との情報共有をさらに進めるため、新たな会議体を設置する。 ■世代間連鎖の防止に向けた学習支援事業については、市内で活動するNPO等に加え、子どもの学習支援・学力向上に取り組む他の事業について、庁内での情報共有・連携を図る。
障害児支援利用計画の作成達成率	増加	80.5%	●基幹相談支援センター（南北保健福祉センター）等が中心となり、「サービス等利用計画」と「障害児支援利用計画」（以下「利用計画」という。）の作成促進に向けて、担当者会や「グループ勉強会」、「書き方教室」を定期的に開催するほか、個別の相談対応も行うことで、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組み、平成30年度末の作成達成率は80.5%（1,505人に対して1,211人を作成）と大幅に増加した。 ○利用計画の作成達成率は着実に増加しているが、全支給決定者・児への計画作成に向けては、指定相談支援事業所の相談支援専門員が不足している。	■利用計画の作成促進に向けては、引き続き、基幹相談支援センター等が中心となつて、研修会や連絡会等を継続的に開催するとともに、養成研修を実施する兵庫県にも働きかけながら、相談支援事業所の人材育成や確保、連携強化に取り組む。また、質の高い利用計画の作成や達成率の一層の向上を図るためには、その中心を担う委託相談支援事業所の体制整備や連携・協力が必要不可欠であるため、今後の進め方等について、各事業所と協議を重ねていく。
市民意識調査の「人権を身近な問題として感じている」と回答した割合	増加	45.8%	●人権に関する市民意識調査並びに職員アンケートを実施し、調査票においては人権に関する用語の語句説明等を記載し合わせて啓発も行った。 ○市民意識調査の結果、市民の人権意識は必ずしも向上しているとは言えないことが判明した。「人権教育・啓発推進基本計画」の計画期間が令和元年度で終了することに伴い、次期計画を策定するにあたっては、この市民意識調査の結果を踏まえるとともに、人権三法（「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」）の施行を踏まえ条例による根拠や位置づけを明確にし、更に多様化する人権問題にも留意しより実効性のある計画にする必要がある。	■次期の人権に関する計画の策定にあたっては、市民意識調査の結果や人権に関する法律の施行等を踏まえ、条例による根拠や位置づけを明確にするため、まず（仮称）人権基本条例の制定に取り組み、当該条例に基づく計画の策定作業を進めていく。